

国立市広告入り共用封筒提供者募集要領

1 概要・目的

国立市では、地域経済の活性化を図るとともに、市民サービスの向上、市の経費削減のため、市役所で使用する共用封筒に広告を掲載し、印刷・作成して市に無償で提供していただける事業者（以下「無償提供者」といいます。）を募集します。

2 仕様

（１）広告入り共用封筒の規格及び年間使用予定数量

- ① 長形封筒 長 3 形（120mm×235mm） 64,000枚
- ② 角型封筒 角 2 形（332mm×240mm） 21,000枚

（２）用紙

① 長形封筒

- ア 紙質・・・・・・・・半晒クラフト
- イ 紙厚・色等・・・・・・・・坪量70 g / m²
- ウ 再生紙使用の有無・・・・有
- エ のりしろ（フラップ）部分の糊加工・・アドヘア糊

② 角型封筒（角 2 封筒）

- ア 紙質・・・・・・・・半晒クラフト
- イ 紙厚・色等・・・・・・・・坪量85 g / m²
- ウ 再生紙使用の有無・・・・有

（３）印刷内容等

- ① 市役所名、郵便番号、所在地、電話番号、ホームページのURLに関する情報等、国立市が指定する内容を封筒に掲載してください。
- ② ①に定める国立市指定の内容を掲載した裏面については、無償提供者の記載部分とし、別紙 1 「国立市有料広告掲載に関する取扱要綱」に反しない限り、無償提供者の任意で広告等を募集し掲載することとします。

※広告掲載範囲は、別紙 2 「長形封筒 長 3 形封筒デザインイメージ」、「角型封筒 角 2 形封筒デザインイメージ」を参照してください。

- ③ 広告下部に「国立市は、地域経済の活性化と市の経費削減のため、公用封筒に有料広告を掲載しています。広告主及び広告内容については、国立市が推奨等するものではありません。」と表示してください。また、あわせて無償提供者名についても記載してください。
- ④ 「この封筒は、再生紙を使用しています。」と記載してください。
- ⑤ 角型封筒（角 2 封筒）の開き部分の糊加工は不要です。なお、ミシン線とその文字（キリトリ線、折り線）については、薄く印刷してください。

- ⑥ 色については、2色（特色）としてください。
- ⑦ 「国立市のマーク」については、データを提供します。
- ⑧ 「国立市役所」と点字を打刻してください。
- ⑨ その他、記載内容等については、事前に国立市と無償提供者で協議し、国立市の承諾を受けた後に作成してください。

3 封筒の用途

提供いただいた封筒は、国立市の一般業務や事業で使用します。

4 応募期間・応募方法

(1) 応募期間

令和7年11月13日（木）～令和7年11月27日（木）

※土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時まで。

(2) 申込受付場所

国立市富士見台2丁目47番地の1

国立市行政管理部文書法制課文書法制係（35番窓口）

(3) 応募に必要な書類（提出書類）

- ① 「広告入り共用封筒提供申込書」（様式1）
- ② 「広告入り共用封筒に関する提案書」（様式2）
- ③ 法人の場合は現在事項証明書の写し、個人の場合は住民票の写し（個人番号の記載がないもの。発行後3か月以内のものに限る。）
- ④ 市区町村税に関わる納税証明書（未納が無いことの証明。発行後3か月以内のものに限る。）

5 封筒の納品

(1) 納品期限

令和8年1月30日（金）

※一部の納品期限について別途協議させていただくことがあります。

(2) 納品場所

国立市富士見台2丁目47番地の1

国立市行政管理部文書法制課（文書法制課が指定する場所）

(3) 納品数量及び種類

- ① 納品数量は年間使用予定数量の内、国立市と協議した数量とします。
- ② 2 仕様に記載した共用封筒以外の封筒の提供を求めますが、その場合は国立市と無償提供者で協議して決めることとします。

6 封筒の使用期間

納品された広告入りの封筒がなくなった場合は、その時点で使用終了します。ただし、共用封筒の使用に問題が生じた場合は、使用を中止することがあります。

7 応募資格

次の各号に掲げる要件を有する法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 提案書等の提出期限の日から事業者の決定の日までの間に、国立市の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 市区町村税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

8 無償提供者の選定

無償提供者の選定に当たっては、国立市行政管理部文書法制課において提出書類を審査した上で、業務遂行に関する計画性、実現性、類似業務における実績などの観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行い、選定します。選定後、国立市と無償提供者で数量と納品時期について協議します。

9 広告掲出について

広告の掲載に当たり封筒印刷に先立って、国立市が事前に審査をします。

10 協定書の締結

国立市が無償提供者から封筒の無償提供を受けるときは、封筒の無償提供に関して、国立市と無償提供者双方で協定書を取り交わすものとします。

11 応募における注意事項等

- (1) 申込書、提案書等の準備作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。ただし、提出された書類は、審査、選定の目的以外に応募者に無断で使用しません。
- (3) 応募期間経過後の提出、差し替え等は認めません。
- (4) 無償提供者は、広告の内容に関する苦情等について責任を負い、速やかに苦情等

の解決に当たってください。

- (5) 無償提供者は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に通知し、当該封筒を回収し、代替の封筒を国立市に提供してください。
- (6) 本要領に定めがない事項については、国立市と無償提供者で協議して定めることとします。

問い合わせ

国立市行政管理部文書法制課文書法制係

電話 042-576-2111 内線 242